

商発第117号
令和5年11月27日

あるべき洋上風力を求める会
共同代表 五十嵐 敏彦 様
斎藤 公人 様

酒田市長 矢口 明子



酒田市沖洋上風力発電事業に関する公開要望に対する回答について

貴会より、令和5年10月10日付けで提出された公開要望に対して、別紙のとおり回答します。

金和5年10月10日付け酒田市沖洋上風力発電事業に関する公開要望に対する回答

要望 洋上風力発電事業に伴う健康被害の試算及び試算結果の公開について

日頃より、安全な市民生活を守るため、多大なるご尽力を頂き、こころより感謝申し上げます。現在、酒田沖を想定海域とした、洋上風力発電計画が、進められて居ります。この計画通り風車が建設された場合、酒田市民に、多大なる健康被害の発生が、想定されます。その根拠としては、以下の通りです。

- 1、酒田沖想定海域と遊佐沖想定海域は、海岸線からの距離が同じである事。
 - 2、遊佐沖で、現在の計画通り、風力発電が稼働した場合、

- ① 不眠症 255名
 ② 入眠障害 13,000名以上

(北海道大学大学院地球環境研究室 田鎖順太助教授の開発ソフトでの試算値)

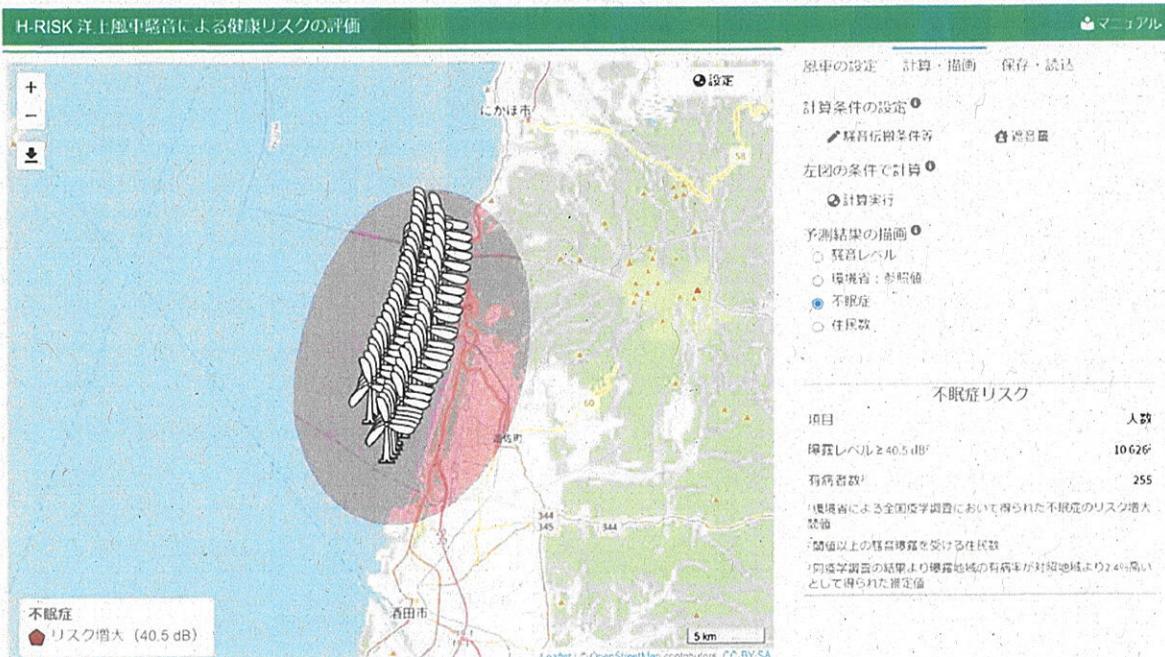
との試算が、令和5年5月16日、国会参議院厚生労働委員会で取り上げられました。

この試算を、そのまま、酒田沖想定海域に当てはめれば、上記の数倍の健康被害者が発生するものと、推測されます。又、遊佐沖と酒田沖が、同時に稼働した場合、庄内北部は、どの様に成るのか。

よって、現在の想定海域で、酒田、遊佐双方の風車が稼働した場合、どの様になるのか、きちんと試算をして頂き、その結果を、酒田市民に公開・周知した上で、酒田市民と『るべき洋上風力発電の在り方』を検討して頂く事を、要望致します。併せて、試算結果が公開される迄、酒田沖洋上風力発電の検討部会開催の、延期を要望致します。

尚、試算及び、試算結果の公開の方法・日程を11月30日まで書面で回答願います。

または、市民との検討会の開催方法に関するお問い合わせも、決まり次第お知らせ願います。





回答

国内の風力発電は、日本の法令、指針・手引きで規制値や基準値が定められており、その値を超過した場合は発電事業者が適切に対処するものと認識しています。

風力発電は風による自然の音が生じる状況で稼働するものであることから、環境影響評価調査における指針値は、残留騒音（一過性の特定できる騒音を除いた騒音）の値に 5 dB を加えた値とされています。このため、残留騒音の扱いが明らかではない当該ソフトウェアの試算値だけをもって一概に影響があるという評価は難しいと考えています。

また、環境影響評価調査において風車騒音を評価する際は、陸上の既設風力発電設備や遊佐町沖で想定されている洋上風力発電設備との累積的影響も併せ、現地で風の状況を踏まえた残留騒音を実測したうえで、風車建設後の影響を評価されるものと認識しています。

本来、公募で選定された事業者が、環境影響評価手続きの中で、騒音影響等の予測や評価を行い、さらに予測評価の方法、結果に対する考え方については住民説明会などの様々なプロセスを経た上で最終的な判断が「再生可能エネルギー発電設備の建設に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」に基づいてなされますので、本市が遊佐町沖、酒田市沖に洋上風力発電を導入した場合の試算を行うことはありません。

なお、健康被害に関しての心配は、市民の皆さんにとっても大きな関心事であると認識しています。こうした不安については、今後の法定協議会等において、現状の科学的な見解を国に求めていきます。

〈参考〉

令和5年5月16日の参議院厚生労働委員会の中で川田龍平議員からの質問に対し、環境省大臣政務官は「騒音が頭痛、耳鳴り、高血圧、糖尿病等の直接的な健康影響を生じさせる可能性が低いと表現されたものであり、睡眠影響については騒音がそのリスクを増加させる可能性があると評価しているところ、騒音の評価の目安となる指針値は睡眠影響を考慮して定めている」、「環境省としては、引き続き騒音による影響の未然防止に取組んだ上で、近年の風力発電施設の大型化や設置台数の増加の傾向も踏まえ、風車騒音についての知見の収集に努めてまいります」と答弁しており、現時点で科学的根拠に基づいた影響分析や評価、その必要性については、国が風車建設による影響を適切に評価する基準値を検討する中で判断していくものと認識しています。

また、令和5年10月11日に開催された国の環境審査顧問会全体会議において、発電所に係る環境影響評価の手引の改定が議題に上がるなど、最新知見を反映するための動きもあります。